

タイの個人データ越境移転規制に係る下位規則草案の概要

アジア/個人情報保護・データ保護規制ニュースレター

2023年12月15日号

執筆者:

[村田 知信](#)

to.murata@nishimura.com

[パヴィニー・ブンヤミッサラー](#)

p.bunyamissara@nishimura.com

[和田 卓也](#)

t.wada@nishimura.com

[ティーラパット・ラオパッタラカセーム](#)

t.laopatarakasem@nishimura.com

タイでは、2022年6月に施行された個人データ保護法（以下「PDPA」という。）が個人データの域外移転規制を定めているが、規制の詳細を定める下位規則が未制定であるため、域外移転のために実施すべき措置のうち、確実に依拠できるものはPDPAの条文に規定されたデータ主体の同意のみという状況が続いている。

もっとも、下位規則の検討は進んでいるようであり、個人データ保護委員会（以下「PDPC」という。）は、2022年10月に当該下位規則の草案を公表し、パブリックヒアリングに付していた。当該草案の公表から1年以上が経過した2023年10月27日、PDPCは、域外移転に関する2つの下位規則の草案（以下総称して「本草案」という。）を再度公表し、2023年11月10日まで再度パブリックヒアリングに付していた。

本草案は、PDPAにおいて域外移転のために満たすべき要件が定められた第28条及び第29条の内容を具体化・明確化するものであり、EUのGDPRの影響を強く受けているPDPAの条文と同様に、GDPRに基づくSCCへの準拠を可能とする等、GDPRにおける域外移転規制に類似した建付を採用している。以下、本草案の概要を紹介する。

1. PDPA 第28条に基づく個人データ越境移転に係る適切な保護基準に関する下位規則草案

PDPA第28条は、個人データを外国に移転する場合、法定の例外（例えば、当該移転が法律に基づく送信である、当該移転についてデータ主体から同意を得ている等）に該当しない限り、当該外国が十分な個人データ保護基準を有していなければならない旨を規定している。もっとも、当該個人データ保護基準の内容・判断方法は不明確である。

本草案は、外国が適切なデータ保護基準を有しているかどうかを判断する基準として、以下を規定している。

- (1) 移転先の外国が、PDPAに規定されている以上の個人データ保護に関する法的規制、特に管理者の適切なセキュリティ措置に関する規制、データ主体の権利行使を可能にする適切な個人データ保護規制（効果的な法的救済措置を含む）を有していること
- (2) 移転先の外国が、個人データ保護法及び規則の執行に関する権限を有していること

本草案では、上記判断はPDPCが行うことが想定されているようであり、PDPCは、適切なデータ保護水準を有する移転先の国又は機関のリストを公表することができるとされている。GDPRに基づく十分性認定の

ような制度の運用を予定しているようにも思われるが、当該リストの草案等は公表されておらず、詳細は不明確である。

2. PDPA 第 29 条に基づく個人データ越境移転に係る拘束的企業準則及び適切な保護措置に関する下位規則草案

(1) 拘束的企業準則

PDPA 第 29 条は、外国のグループ会社が PDPC の審査及び認証を受けた拘束的企業準則（以下「BCR」という。）を定めている場合、当該会社への個人データ越境移転を認めているが、当該準則に規定すべき内容等を具体的に定めていない。

本草案は、BCR が、PDPC の審査及び認証を受けるために、少なくとも以下の基準を満たすルールを含んでいなければならない旨定めている。

- ① すべての関係者（処理者、送信者、受信者、従業員など）に適用されるルールの法的有効性。これは、個人データ保護法に沿ったものでなければならず、また、個人データの送信又は転送者、受信者の関係者、従業員、又は関係者を拘束するものでなければならない
- ② 個人データ保護の保証、データ主体の権利、越境移転に関する苦情処理メカニズム
- ③ PDPA に定める最低基準に準拠した保護措置及びセキュリティ措置

(2) 適切な保護措置

PDPA 第 29 条は、効果的な法的救済措置を含むデータ主体の権利の行使を可能にする適切な保護措置を提供されている場合、当該措置の対象となる移転先への域外移転を認めているが、当該保護措置の内容等を具体的に定めていない。

本草案は、以下のいずれかの形式で適切な保護措置を講じることが可能である旨定めている。

- ① （データ移転契約における）標準契約条項の合意
- ② 認証の取得（個人データの越境移転に係る PDPC の認証基準が追って定められる予定のようである）
- ③ （政府機関間における個人データの越境移転について）行動規範の設定

本草案上、少なくとも、上記はすべて法的効力を有し、関連当事者を拘束するものである必要がある。また、個人データを保護し、データ主体の権利や個人データの越境移転に関する効果的な苦情を申し立てる権利を保証するものであり、かつ、BCR に定める最低の基準と同程度の保護措置及びセキュリティ措置に関する規定を含んでいなければならない。

また、本草案は、データ移転契約に規定すべき標準契約条項について、少なくとも以下のいずれかの要件を満たすものでなければならない旨規定している。

- ① 少なくとも以下の規定が含まれていること
 - a. 個人データの収集、利用、開示等が、個人データ保護法を遵守すること

- b. 契約当事者が、個人データ保護法に基づく最低基準の安全管理措置を実施しなければならないこと
 - c. 個人データの提供を受ける契約当事者（以下「受領当事者」という。）が処理者の場合、受領当事者が、管理者の指示に基づいて行動する義務、データ主体が権利行使を要求した場合に管理者に通知する義務、契約が終了した場合に保有する個人データを返却又は破棄する義務等の、個人データ保護法に基づく一定の義務を遵守しなければならないこと
 - d. 受領当事者が管理者である場合、受領当事者が、個人データのデータブリーチが発生した場合に、個人データを提供した当事者に通知をしなければならないこと
 - e. データ主体に対する効果的な法的救済措置が規定されていること又はデータ主体が効果的な法的救済措置を受ける権利を有していること
- ② 国境を越えたデータ移転に関する ASEAN モデル契約条項（以下「ASEAN モデル条項」という。）に準拠した内容であること
 - ③ EU の GDPR に基づく標準契約条項（以下「SCC」という。）に準拠した内容であること

なお、本草案は、ASEAN モデル条項又は SCC に準拠して標準契約条項を作成する場合、これらに加えることが可能な修正は、適用される個人データ保護法の引用の追加、他言語への翻訳、関連モジュールの内容を契約の一部として採用すること、オプション条項の追加又は削除、元の内容と矛盾しない他の条項の追加、データ主体の権利及び自由に大きな影響を与えない変更等の、一定の修正に限定される旨を定めている。

3. 今後の見通し

冒頭で述べたとおり、域外移転に関する下位規則が制定されていない現時点では、PDPA に基づく域外移転の根拠として確実に依拠できるものはデータ主体の同意のみであるが、実務的にはデータ主体の同意を取得できないこともある。

そのため、PDPA 第 29 条に定められた「適切な保護措置」の内容が不明確な現時点においても、実務的には、ASEAN モデル条項や SCC を参考に、「適切な保護措置」としてのデータ移転契約を締結して、域外移転を実施している企業も見られるところである。本草案はそのような実務を踏まえた内容となっているため、大きな変更なく施行される可能性は高いように思われ、今後の動向を注視する必要がある。PDPA や本草案の内容に関してご不明点、ご質問等がある場合はいつでもご連絡いただきたい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 広報課 newsletter@nishimura.com